

一般社団法人日本小児リウマチ学会 学術集会規程

この規程は、一般社団法人日本小児リウマチ学会（以下「本法人」という）の定款に定める学術集会の開催および学術集会会長に関し必要な事項を定める。

（学術集会の開催）

第1条

本法人の目的を達成するため、定款第4条第1項による「学術集会」を開催する。

（学術集会の主宰）

第2条

学術集会の開催にあたっては、定款により定める学術集会会長を置き、本規程に基づき、会長がその独自性を生かしながら主宰する。

（開催日程・場所の決定）

第3条

学術集会の開催日程・場所（会場）は、当該学術集会の開催年の2年前までに学術集会会長が決定し、理事会に報告する。

（運営体制）

第4条

理事会は、学術集会会長が学術集会の企画・運営を円滑に行うことができるように支援する。

（予算）

第5条

学術集会会長は、学術集会予算を作成し、事業計画とともに理事会へ報告する。

（財務）

第6条

学術集会に係る運営費予算等の財務は、学術集会事務局があたる。収支決算は学術集会会長および事務局が担当し、日本小児リウマチ学会の収支と連結で決算を行う。

（参加費）

第7条

参加費は10,000円～20,000円とし、予算作成時に学術集会会長が決定する。学生、初期

研修医、留学生、メディカルスタッフの参加費については学術集会会長が減額することができる。

(会長代行)

第 8 条

学術集会会長に事故があるときまたは欠けたときは、理事長と副理事長が協力してその職務を代行する。

(筆頭演者)

第 9 条

学会発表の際は、一般演題の筆頭演者は正会員である必要がある。

(事業の変更)

第 10 条

学術集会会長は、会期の変更など事業に大きく変更が生じる場合には、速やかに理事会に報告する。

(報告)

第 11 条

学術集会会長は、学術集会終了後、原則として 8 か月以内に事業概要及び収支に関して理事会に報告する。

(規程の変更)

第 12 条

この規程の変更は、理事会の決議を経て行うものとする。

(その他)

第 13 条

その他必要な事項は、理事会の決定による。

(附則)

第 14 条

この規程は、令和元年度定時会員総会の承認を得て、令和 3 年第 31 回学会総会・学術集会の運営から適用する。

(令和 6 年 12 月改訂)